

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

平成28年度社会福祉施設等の整備方針について〔婦人保護施設関連分〕

新社会推進部男女共同参画推進課

平成28年度婦人保護施設に関する整備方針について

1 基本的な考え方

県ではDV被害者等行き場のない女性を保護し、自立に向けた支援を行うため、婦人保護施設の整備を行うこととしています。

施設の整備にあたっては、入所者の動向や施設の老朽化などから、必要性や緊急性を勘案しながら進めることとします。

2 婦人保護施設の整備について

○婦人保護施設

※売春防止法第36条

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条

要保護女子（売春経歴を有する者や性行や環境に照らして売春をするおそれがある者）やDV被害者、その他、家庭関係の破綻、生活困窮など、さまざまな理由で保護が必要な女性について、衣食住の提供や、生活指導、自立支援を行う施設。

現在、県内には県立施設1か所、社会福祉法人設置施設1か所の計2か所あります。

このうち、県立施設については老朽化が著しいことから、移転改築を行います。

なお、平成29年度に社会福祉法人設置施設が廃止されることから、入所者定員は100名から50名へ半減することとなりますが、これまで2施設合わせた入所者は50名を超えておらず、今後も大幅に入所需要が増加することは考えられないことから、既存の1施設で対応可能と考えます。

施設名	所在地	定員	備考
アベニール福岡（県設置）	福岡地区	50名	H29 移転改築予定
アステラスかほ （社会福祉法人設置）	筑豊地区	50名	H29 廃止予定